



健福第05-6035号

平成25年7月12日

公益社団法人三重県獣医師会

会長 三野 營治郎 様

三重県健康福祉部長



三重県負傷動物取扱要領の制定について

平素は、健康福祉行政に格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、県内保健所に収容された負傷動物（犬及び猫）について、迅速かつ適切な治療及び処置を行い苦痛の軽減に努めるとともに、治療の間に所有者等の発見に努めることにより返還率の向上を図るため、貴会の協力のもと、負傷動物保護事業を実施することとなりました。

これに伴い、下記のとおり「三重県負傷動物取扱要領」を制定しましたので、同要領の運用についてご理解とご協力を賜りますとともに、貴会会員への周知に特段のご配慮をお願いします。

記

- 1 要領
別添のとおり
- 2 施行日
平成25年7月12日

事務担当 食品安全課
生活衛生班 山本
TEL 059-224-2359
FAX 059-224-2344



三重県負傷動物取扱要領

1 目的

この要領は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号、以下「法」という。）に基づき収容した負傷動物の適切な取扱いに関し、必要な事項を定める。

2 実施機関

- (1) 三重県健康福祉部食品安全課（以下「食品安全課」という。）
- (2) 各保健所（志摩市駐在を含む。）

3 協力機関

- (1) 公益社団法人三重県獣医師会（以下「獣医師会」という。）
- (2) 公益財団法人三重県動物愛護管理センター（以下「センター」という。）

4 対象動物

本要領を適用する動物は、次のとおりとする。

- (1) 法第36条第2項の規定により収容し、三重県動物の愛護及び管理に関する条例（昭和56年三重県条例第33号、以下「条例」という。）第14条の規定に基づき各保健所に配置された動物愛護管理員が動物病院での診療を要すると判断した犬又は猫
- (2) 法第35条第3項の規定により引取りをし、動物愛護管理員が動物病院での診療を要すると判断した犬又は猫

5 役割分担

実施機関及び協力機関の役割分担は、次のとおりとする。

(1) 食品安全課

ア 連絡調整等

本制度が円滑に行われるよう各保健所及び獣医師会との連絡調整を行い、必要に応じて制度の見直しを行う。

イ 負傷動物の診療に係る費用の支払い

獣医師会から請求のあった負傷動物の診療に要した費用について、支払いを行う。

(2) 各保健所

ア 負傷動物の搬入

各保健所は、獣医師会が指定した動物病院（以下「指定動物病院」という。）の獣医師に負傷動物に関する情報を伝え、診療方針等について協議したうえで、指定動物病院に当該動物を搬入する。

イ 診療後の負傷動物の取扱い

負傷動物の診療後は、指定動物病院から当該動物を引き取り、動物舎において適切に飼育管理を行うとともに、狂犬病予防法（昭和25年法律第24

7号)又は条例に規定する公示を行う。

なお、負傷動物の診療を委託した場合は、負傷動物診療実績報告書(様式1)を食品安全課に送付する。

ウ 負傷動物の返還等

負傷動物の所有者又は占有者(以下「所有者等」という。)が判明した場合は、三重県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則(昭和57年三重県規則第22号)第10条に定める返還手続きのほか、所有者等に対し当該動物の適正飼養について指導を行うとともに、診療に係る費用の支払いについて説明を行う。

(3) 獣医師会及び指定動物病院

ア 指定動物病院リストの作成

獣医師会は、獣医師会支部単位ごとに、本要領に基づき負傷動物を診療することができる指定動物病院の一覧表を作成し、食品安全課へ送付する。

なお、会員に変更があった場合は、その都度、修正したものを送付する。

イ 負傷動物の診療

指定動物病院の獣医師は、各保健所から搬入された負傷動物の診療を行う。診療後、当該動物を保健所に引き渡すとともに、診療の内容について説明を行う。

ウ 負傷動物の診療後の措置

負傷動物の診療を行った指定動物病院の獣医師は、費用の報告を獣医師会に行う。

また、獣医師会は、指定動物病院の獣医師から報告のあった費用をとりまとめ、県と獣医師会が別途締結する委託契約書において定める方法により、食品安全課に費用の請求を行う。

エ その他

獣医師会は、本制度の内容について、会員に周知を行う。

(4) センター

各保健所の求めに応じ、負傷動物の指定動物病院への搬入、所有者等への返還及び当該動物の適正飼養についての指導、動物舎又はセンターでの飼育管理を行う。

6 費用の負担

負傷動物の診療に係る費用の限度額等に関する規定については、委託契約書において定めるものとする。

なお、当該動物の所有者等が判明している場合の費用は、所有者等が負担するものとする。

附 則

この要領は、平成25年7月12日から施行する。

ただし、本要領中の「法第35条第3項」は、平成25年9月1日から施行し、それまでの間は、「法第35条第2項」と読み替えるものとする。